

文教福祉委員会

令和7年3月7日

1 議案審査

- (1) 議案第 14 号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第 15 号 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第 16 号 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例 【資料】
- (4) 議案第 17 号 千代田区中高生世代応援手当条例 【資料】
- (5) 議案第 18 号 千代田区こども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例 【資料】
- (6) 議案第 19 号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例 【資料】
- (7) 議案第 21 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (8) 議案第 22 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (9) 議案第 23 号 千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例 【資料】

2 その他

千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による連携施設の確保にかかる経過措置期間の延長及び連携施設の見直しについて必要な規定整備を行う。

2 改正内容

(1) 運営基準の改正に伴う改正

ア 連携施設経過措置の延長

特定地域型保育事業者は、①保育内容支援、②代替保育及び③卒園後の受け皿設定に係る3項目について連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置（以下「連携施設経過措置」という。）が設けられているが、当該連携施設経過措置期間を5年間延長する。

イ 保育内容支援に係る連携施設の見直し

区長が特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、一定の要件を全て満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないこととすることができる。

ウ 代替保育に係る連携施設の見直し

区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合であって、特定地域型保育事業者による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができる。

(2) 運営基準の改正を踏まえた連携施設の見直しに係る改正

今般の運営基準の改正を踏まえ、区として再度連携施設の在り方について見直しを図り、その見直しの内容を踏まえて、所要の改正をする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行年月日

令和7年4月1日

5 根拠規定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

新旧対照表(抄)

○千代田区保育施設等運営基準条例

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(特別利用教育の基準)</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p>
<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」</p>

た費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (現行に同じ。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (現行に同じ。)

2及び3 (現行に同じ。)

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する

とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2及び3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する

連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 千代田区長（以下「区長」という。）は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難

連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

6 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。

(1) 区長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25

2 区長は、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、前項第3号の規定を適用しないことができる。

年法律第107号) 第12条の4 第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2 第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設 (児童福祉法第6条の3 第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3 第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3 第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

8から11まで (現行に同じ。)

(報告等)

第64条 区長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、認証保育所等 (職員を含む。) 又は認証保育所等の設置者若しくは設置者であった者又は認証保育所等の職員であった者 (以下この項において「認証保育所等の設置者であった者等」という。) に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、認証保育所等の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は区の職員に認証保育所等の関係者に対して質問させ、若しくは認証保育所等、認証保育所等設置者の事務所その認証保育所等の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (現行に同じ。)

附 則 (制定附則)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者 (特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

3から6まで (略)

(報告等)

第64条 千代田区長 (以下「区長」という。)

は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、認証保育所等 (職員を含む。) 又は認証保育所等の設置者若しくは設置者であった者又は認証保育所等の職員であった者 (以下この項において「認証保育所等の設置者であった者等」という。) に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、認証保育所等の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は区の職員に認証保育所等の関係者に対して質問させ、若しくは認証保育所等、認証保育所等設置者の事務所その認証保育所等の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

附 則 (制定附則)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者 (特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 概要

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）が令和 7 年 1 月 31 日に公布（施行日は、同年 4 月 1 日）され、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「運営基準」という。）の一部が改正された。

区では、運営基準の規定に従って、あるいは運営基準の規定を参考として条例を制定していることから、運営基準の改正に伴い、必要な規定整備を行う。

- (2) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、運営基準の食事の提供の特例に関する要件として栄養士による必要な配慮を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士についても同要件を満たすことができることとされたため、区においても同様の改正を行う。

2 上記 1(1)に係る主な改正内容

- (1) 連携施設経過措置期間の延長

家庭的保育事業者等は、①保育内容支援、②代替保育及び③卒園後の受け皿設定に係る 3 項目について連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置（以下「連携施設経過措置」という。）が設けられているが、当該連携施設経過措置期間を 5 年間延長する。

- (2) 保育内容支援に係る連携施設の見直し

区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を全て満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないこととすることができる。

- (3) 代替保育に係る連携施設の見直し

区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該者の確保が著しく困難であるときは、当該連携施設を確保しないこととすることができる。

3 運営基準の改正を踏まえた連携施設の見直しに係る改正

上記2を踏まえ、区においても同様の改正を行うとともに、区として再度連携施設の在り方について見直しを図り、その見直しの内容を踏まえて、所要の改正を行う。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和7年4月1日

6 根拠規定

家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

新旧対照表（抄）

○千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（家庭的保育事業者等の一般原則）</p>	<p>（家庭的保育事業者等の一般原則）</p>
<p>第5条（現行に同じ。）</p>	<p>第5条（略）</p>
<p>2から4まで（現行に同じ。）</p>	<p>2から4まで（略）</p>
<p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。</u>）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。</u>）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p>
<p>6（現行に同じ。）</p>	<p>6（略）</p>
<p>（保育所等との連携）</p>	<p>（保育所等との連携）</p>
<p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（第18条第6号において「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）</u>）<u>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</u>ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>
<p>（1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支</p>	<p>（1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支</p>

援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

4 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこと

援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

とすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

6 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 区長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (現行に同じ。)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)から(5)まで (現行に同じ。)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)から(5)まで (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事

業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで（現行に同じ。）

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員）

(7)から(11)まで（現行に同じ。）

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、区長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで（略）

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)から(11)まで（略）

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、区長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則（制定附則）

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と区が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（制定附則）

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と区が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例

1 目 的

児童手当制度並びに都及び区が提供する妊娠・出産の総合的なサービスの拡充に伴い、条例を廃止する。

2 条例廃止に至る経緯等

区はこれまでも、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期以降といったライフステージごとの子育て支援施策を進める中で、国や他の自治体に先駆けた各種施策に取り組んできた。このうち国の児童手当の対象とならない子どもに対して、区独自に所得制限なしで対象を高校生相当まで広げた「次世代育成手当」を支給し、次世代を担う児童への経済的支援策として実施してきた。

こうした中、国が児童手当制度を拡充し、所得制限の撤廃や高校生年代までの対象年齢の引上げ等を行った結果、「次世代育成手当」の支給要件に該当する児童がいなくなり、区として一定の役割を終えたものと認識している。

この他、誕生準備手当については、都及び区における妊娠・出産のサービスが充実し、引き続き誕生準備手当を支給していく本来の役割及び目的も薄れてきたところである。

こうした状況を踏まえ、今般、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する。

3 整備を行なう条例

(1) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例

当該条例を廃止するとともに、令和 7 年 3 月 31 日までに支給の対象者となったものに対して誕生準備手当が支給できるように所要の経過措置を設ける。

(2) 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

次世代育成に係る手当の支給に関する事務について、特定個人番号を利用する事務を定めていたものを削除する。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

5 条例案

別紙のとおり

千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例

千代田区次世代育成に係る手当に関する条例（平成 18 年千代田区条例第 14 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（誕生準備手当に係る経過措置）

2 この条例の施行の日前に廃止前の千代田区次世代育成に係る手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条に規定する支給要件を満たした者であって、令和 7 年 9 月 30 日までに旧条例第 10 条の規定による認定の請求をしたものに係る旧条例第 4 条に規定する誕生準備手当の支給に関しては、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（次世代育成手当に係る経過措置）

3 この条例の施行の日前に旧条例第 10 条の規定による認定の請求をした者に係る令和 7 年 3 月分までの旧条例第 7 条に規定する次世代育成手当の支給に関しては、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

4 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年千代田区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 の項を次のように改める。

3 削除	
------	--

千代田区中高生世代応援手当条例

1 趣旨・目的

子どもの成長とともに増加する教育費、食費等の経済的負担を軽減し、中高生世代の子どもたちが安心して暮らすことができる生活の実現に寄与することを目的とした中高生世代応援手当を支給するため、条例を制定するとともに関連する条例の規定を整備する。

2 条例制定に至る経緯等

今般、子育てに係る経済的な負担は依然として大きく、とりわけ中学生以降に、教科外活動費・通学関係費・修学旅行費等の学校教育費と学習塾や習い事などの学校外経費が、急激に増大している現状を踏まえ、中学生及び高校生世代の子育て世帯を支援し、経済的負担の軽減に資するため、新たに、千代田区中高生世代応援手当条例を制定する。

3 制定する条例・内容

(1) 千代田区中高生世代応援手当条例

中高生世代（12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）を養育する者に対して、所得制限を設けず、当該中高生世代1人につき月額15,000円を支給する。

対象児童数は約3,200名（中学生約1,700名、高校生約1,500名）

令和7年4月分より支給予定

(2) 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

中高生世代応援手当に関する事務について、特定個人番号を利用（住基情報）することから、当該条例に加える。

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

5 条例案

別紙のとおり

中高生世代応援手当に関する考え方について

区では、これまで国制度の児童手当の対象とならない児童に対し、区独自で次世代育成手当として、児童 1 人につき月額 5,000 円を支給してきたが、令和 6 年 10 月分より、児童手当制度の拡充(所得制限の撤廃・高校生年代までの対象年齢の引上げ等)により、支給要件に該当する児童がいなくなったところである。

一方、昨今の物価高騰の中で、子どもの成長とともに教育費等の子どもに係る養育費は増大しており、下表のとおり、特に中学生年代からの費用増大は著しい。

こうした現状を踏まえ、次世代育成手当に代わる新たな手当制度として、中高生世代応援手当を考えたものである。

1 現状分析

年代別子育て経費（年額）（学校教育費は「令和5年度学習費調査 文科省調べ」より）				単位:円
区分	小学校	中学校	高等学校(全日)	
学校教育費 授業料・通学費・クラブ活動費など	276,219	541,673	419,823	
		480,748		
学校教育費 差額（月額）		17,044		
学校外経費 学習塾・通信費・小遣いなど	370,051	528,562	567,000	
		547,781		
学校外経費 差額（月額）		14,811		
合 計	646,270	1,070,235	986,823	
		1,028,529		
合計 差額（月額）		31,855		

○子育て経費全体で見ると、区分の上昇に伴い費用が上昇し、特に、中学生からの費用増大が著しい（合計差額(月額)を参照）。

○特に、学校教育費の差額（小学校年代と中高生年代の差額）が大きい（学校教育費 差額（月額）を参照）。

○学校教育費の中では、通学関係費（定期・制服・かばん等）や教科外活動費（クラブ活動等）、修学旅行費等にかかる経費の差が大きい



こうした現状を踏まえ、中高生への手当支給（所得制限なし）が必要

2 支給対象者

中高生世代を養育する区内在住者（中高生世代の住所地は問わない）

3 支給額

月額 15,000 円（年額 180,000 円）

(1) 算定根拠

学校教育費における「中学校・高等学校の平均月額」から「小学校平均月額」を引いた差額分（約 17,000 円）を算定根拠とした。

(2) 必要経費

582,600,000 円

手当：@180,000×3,200人（中学生 1,700人+高校生 1,500人）=576,000,000

システム改修経費：6,000,000×1.1=6,600,000

年代別子育て経費（年額）（「令和5年度学習費調査 文科省調べ」より集計、その他の項目は子育て推進課調べ） 単位：円

区分	小学校		中学校		高等学校(全日)		
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
学校教育費	入学金等	1,044	65,099	1,177	119,829	18,062	79,056
	授業料	なし	535,592	なし	458,018	0	0
						45,194	233,102
		※参考	※参考				
	通学関係費 (定期・制服・かばん)	23,085	112,686	44,040	155,293	97,738	142,670
	教科外活動費 (クラブ活動、学芸会)	3,143	13,568	27,315	65,131	49,371	56,800
	学校納付金等 (学級費、PTA 会費)	8,610	205,434	14,119	172,268	35,635	112,256
	修学旅行費等 (修学旅行、遠足)	6,132	37,288	24,250	65,276	36,452	59,293
	図書・学用品・実習材料費等	32,487	70,473	34,351	80,135	62,292	74,565
	その他	7,252	13,943	5,495	12,111	6,708	8,748
	小計①	81,753	1,054,083	150,747	1,128,061	306,258	533,388
割合による按分(小計①)	276,219		541,673		419,823		
			480,748				
区分間差額(月額)			17,044				
学校外他経費	学校外活動費 (学習塾・家庭教師・習い事)	216,000	720,000	356,000	423,000	246,000	264,000
	給食費・昼食代	—	56,256	—	64,404	120,000	120,000
	携帯電話・スマートフォン	*	*	60,000	60,000	60,000	60,000
	お小遣い	12,000	12,000	30,000	30,000	72,000	72,000
	被服費・理美容他	30,000	30,000	30,000	30,000	60,000	60,000
	スポーツ・旅行など	*	*	**	**	***	***
	小計②	258,000	818,256	476,000	607,404	558,000	576,000
	割合による按分(小計②)	370,051		528,562		567,000	
547,781							
区分間差額(月額)			14,811				
合計(①+②)		339,753	1,872,339	626,747	1,735,465	864,258	1,109,388
公立・私立割合		80%	20%	60%	40%	50%	50%
割合による按分		646,270		1,070,235		986,823	
割合による按分(小と中・高比較)		646,270		1,028,529			
区分間差額(月額)			31,855				
※ 高校無償化を反映させない全国平均額							

千代田区中高生世代応援手当条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、中高生世代を養育する者に対し、中高生世代応援手当（以下「応援手当」という。）を支給することにより、子どもの成長とともに増加する教育費、食費等の経済的負担の軽減を図り、もって中高生世代が安心して暮らすことのできる生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中高生世代」とは、12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（受給者の責務）

第3条 応援手当の支給を受けた者は、応援手当が第1条の目的を達成するために支給されるものである趣旨に鑑み、これをその趣旨に従って用いなければならない。

（支給要件等）

第4条 応援手当は、千代田区内（以下「区内」という。）に住所を有し、中高生世代を養育する者であって、千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「受給資格者」という。）に対して支給する。

- 2 応援手当の支給を受けようとする者は、あらかじめ、千代田区長（以下「区長」という。）の認定を受けなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援手当の支給要件、支給手続その他の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（応援手当の額）

第5条 応援手当の額は、中高生世代1人につき月額15,000円とする。

（支給期間）

第6条 応援手当の支給は、受給資格者が第4条第2項の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、応援手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

（支払時期）

第7条 応援手当は、毎年、規則で定める時期に支払うものとする。

（受給権の保護）

第8条 応援手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(調査)

第9条 区長は、応援手当の支給に関し必要があると認めるときは、応援手当の支給の認定を受けようとする者又は応援手当の支給の認定を受けた者（以下「受給者」という。）（以下この条においてこれらの者を「受給者等」という。）に対して受給資格等に関する必要な書類を提出すべきことを命じ、又は受給者等その他の関係者に対して必要な事項の報告を求め、若しくは職員をして受給資格等に関して質問させることができる。

(支給の制限)

第10条 区長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援手当の額の全部又は一部の支給をしないことができる。

- (1) 正当な理由なく前条の規定による必要な書類の提出又は必要な事項の報告をしないとき若しくは質問に応じないとき。
- (2) 千代田区特別区税条例（昭和39年千代田区条例第37号）に基づき課税された特別区民税その他の千代田区に対する納付金を滞納しているとき。

(支払の停止)

第11条 区長は、受給者が正当な理由なく規則で定める手続をしないときは、応援手当の支払を一時停止することができる。

(不正利得の返還)

第12条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により応援手当の支給を受けたことが判明したときは、支給した額に相当する金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(受給権の消滅)

第13条 応援手当の支給を受ける権利は、第7条の規定により支払が行われる日から2年を経過したときは、消滅する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(認定の請求に係る特例)

- 2 区長は、この条例の施行の際、受給資格者が児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による区長の認定を受けているときは、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。)において第4条第2項の規定による認定(以下「認定」という。)の請求をしたものとみなすことができる。

(支給始期の特例)

3 施行日から令和7年9月30日までの間に認定の請求をした者(前項の規定により認定の請求をしたものとみなされた者を含む。)に対する応援手当の支給は、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月から始める。

- (1) 施行日前から引き続き区内に住所を有する者に対する支給 令和7年4月
- (2) 施行日以後に区内に住所を有することとなった者に対する支給 区内に住所を有することとなった日の属する月の翌月

(千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千代田区条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項の次に次の1項を加える。

3の2 区長	千代田区中高生世代応援手当条例(令和7年千代田区条例第○号)による中高生世代応援手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
--------	--

千代田区こども医療費助成条例及び千代田区高校生等 医療費助成条例の一部を改正する条例

1 改正概要

区においては、千代田区こども医療費助成条例（平成5年千代田区条例第16号）及び千代田区高校生等医療費助成条例（平成23年千代田区条例第6号）の規定に基づき、子ども（0歳から18歳に達する最初の3月31日まで）の医療費の助成を実施しているが、入院時食事療養費に係る標準負担額については、現在のところ、助成を実施していない。

一方、昨今の物価高騰の中で、子育て世帯の子育てに要する経費の支出は年々増大しており、様々な場面で、負担感の軽減を図っていく必要がある。

こうしたことから、こども・高校生等医療費の助成対象としていなかった「入院時食事療養費に係る標準負担額（1食当たり490円）」についても助成の対象とする。

2 改正内容

- (1) 各条例中、医療費助成の対象外として規定されていた入院時食事療養費に係る標準負担額に係る規定を削る（第5条関係）。
- (2) 各条例中、助成の方法及び入院時食事療養費に係る標準負担額の支払いに係る規定の整備を行う（第6条第2項及び第7条関係）。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表(抄)

第1条 千代田区子ども医療費助成条例の一部改正

新(改正後)	旧(現行)
<p>第5条 区は、対象者の保護するこどもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって当該こどもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行う。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>	<p>第5条 区は、対象者の保護するこどもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって当該こどもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額<u>(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額(以下「標準負担額相当額」という。)を除く。)</u>を助成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>第7条 <u>前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、標準負担額相当額を医療機関等に支払うものとする</u></p>

第2条 千代田区高校生等医療費助成条例の一部改正

新(改正後)	旧(現行)
<p>第5条 区は、高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法(以下この条において「国民健康保険法等」という。)の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(国民健康保険法等の規定によりこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によっ</p>	<p>第5条 区は、高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法(以下この条において「国民健康保険法等」という。)の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(国民健康保険法等の規定によりこれと異なる算定方法によることとされて</p>

<p>て算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、国民健康保険法等の規定によって当該高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行う。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>	<p>て算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、国民健康保険法等の規定によって当該高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。))を受けた場合については、国民健康保険法等の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額(以下「標準負担額相当額」という。)を除く。)を助成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>第7条 <u>前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、標準負担額相当額を医療機関等に支払うものとする。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の千代田区こども医療費助成条例第5条第1項の規定及び第2条の規定による改正後の千代田区高校生等医療費助成条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

保健福祉部 保険年金課

1 概要

国民健康保険事業の安定的運営のため、令和7年度国民健康保険料率の改定等を行う。

- ・ 保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正
- ・ 保険料（均等割）減額措置対象者の拡大
- ・ 退職者医療制度の廃止
- ・ 新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置の廃止

2 改正内容

(1) 保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正

（第15条の4、8、12、16、第16条の4、第19条の2、4、5）

●医療分・後期高齢者支援金分

		令和6年度			→	令和7年度			(対前年度比)
		医療分	支援金分	医療+支援金		医療分	支援金分	医療+支援金	
保険料率	所得割率	7.63%	2.74%	10.37%		7.71%	2.69%	10.40%	(+0.03P)
	均等割額	45,400円	15,000円	60,400円		47,300円	16,800円	64,100円	(+3,700円)
賦課割合 (所得割:均等割)		68:32	70:30	—		68:32	69:31	—	
賦課限度額		65万円	24万円	89万円		66万円	26万円	92万円	(+3万円)

●介護納付金分(40~64歳の方)

		令和6年度	→	令和7年度	(対前年度比)
		保険料率		所得割率	
均等割額	16,200円		16,200円	(±0円)	
賦課割合 (所得割:均等割)		64:36	65:35		
賦課限度額		17万円	17万円	(±0万円)	

(2) 保険料（均等割）減額措置対象者の拡大（第19条の2）

減額区分	改正前	→	改正後
5割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(29.5万円×被保険者数)以下の世帯		43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(30.5万円×被保険者数)以下の世帯
2割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(54.5万円×被保険者数)以下の世帯		43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(56万円×被保険者数)以下の世帯

(3) 退職者医療制度の廃止（附則第6条、第7条）

退職者医療制度の廃止に伴い、区国民健康保険条例においても制度の廃止に係る規定の整備を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置の廃止（附則第11条）

新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対し、過年度分の保険料について、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行っていたが、令和7年度以降、期間制限(国民健康保険法第110条の2)により、本件減免対象となる過年度分の保険料を賦課決定することができなくなるため、減免措置を廃止する。

3 施行期日

2 (1)、(2) 及び (4) の改正 … 令和7年4月1日から施行する。

2 (3) の改正 … 公布の日から施行する。

4 経過措置

改正後の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新旧対照表

○千代田区国民健康保険条例

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>○千代田区国民健康保険条例 昭和34年11月5日条例第17号 / 国民健康保険法に基づき制定</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.71</u> (基礎賦課総額の100分の68に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万7,300円</u> (基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5から第15条の7まで 削除 (基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の9～第15条の11 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.69</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の69</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,800円</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の31</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の13から第15条の15まで 削除 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条～第16条の3 (略)</p>	<p>○千代田区国民健康保険条例 昭和34年11月5日条例第17号 / 国民健康保険法に基づき制定</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.63</u> (基礎賦課総額の100分の68に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,400円</u> (基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5から第15条の7まで 削除 (基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の9～第15条の11 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.74</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の70</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万5,000円</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の30</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の13から第15条の15まで 削除 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条～第16条の3 (略)</p>

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.72(介護納付金賦課総額の100分の65に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,200円(介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(低所得者に係る保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.64(介護納付金賦課総額の100分の64に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,200円(介護納付金賦課総額の100分の36に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(低所得者に係る保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の

2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法

2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法

第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万3,110円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,760円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,340円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万3,650円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,100円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,460円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険

第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万1,780円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万500円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,340円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万2,700円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,500円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,100円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,080円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険

者均等割額 被保険者 1 人について 3,360 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3,240 円

第19条の3 (略)

(未就学児に係る保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,095円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,825円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万3,650円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,520円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,200円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,400円

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超

者均等割額 被保険者 1 人について 3,000 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3,240 円

第19条の3 (略)

(未就学児に係る保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,810円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,350円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万2,700円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,250円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,750円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,500円

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該定める額)

える場合には、当該定める額)とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
1,135円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
2,270円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
3,405円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
4,540円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
5,675円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
6,810円

イ 第19条の2第2号アに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
1,892円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
3,784円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
5,675円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合

	<u>7,567円</u>
(オ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合</u>
	<u>9,459円</u>
(カ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合</u>
	<u>1万1,350円</u>
ウ	<u>第19条の2第3号アに定める額を減額した世帯</u>
(ア)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合</u>
	<u>3,027円</u>
(イ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合</u>
	<u>6,054円</u>
(ウ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合</u>
	<u>9,080円</u>
(エ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合</u>
	<u>1万2,107円</u>
(オ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合</u>
	<u>1万5,134円</u>
(カ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合</u>
	<u>1万8,160円</u>
エ	<u>アからウまでに定める世帯以外の世帯</u>
(ア)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合</u>
	<u>3,784円</u>
(イ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合</u>
	<u>7,567円</u>
(ウ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合</u>
	<u>1万1,350円</u>
(エ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合</u>
	<u>1万5,134円</u>
(オ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合</u>
	<u>1万8,917円</u>
(カ)	<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合</u>
	<u>2万2,700円</u>

(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額
 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後

(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額
 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後

期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
375円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
750円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
1,125円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
1,500円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
1,875円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
2,250円

イ 第19条の2第2号イに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合
625円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合
1,250円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合
1,875円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合
2,500円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合
3,125円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合
3,750円

ウ 第19条の2第3号イに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合

1,000円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合

2,000円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合

3,000円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合

4,000円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合

5,000円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合

6,000円

エ アからウまでに定める世帯以外の世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合

1,250円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合

2,500円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合

3,750円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合

5,000円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合

6,250円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合

7,500円

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ
出産被保険者1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号ウに定める額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間の

	うち当該年度に属する月数が1月の場合 <u>405円</u>
(イ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 <u>810円</u>
(ウ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 <u>1,215円</u>
(エ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 <u>1,620円</u>
(オ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 <u>2,025円</u>
(カ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 <u>2,430円</u>
イ	第19条の2第2号ウに定める額を減額した世帯
(ア)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 <u>675円</u>
(イ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 <u>1,350円</u>
(ウ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 <u>2,025円</u>
(エ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 <u>2,700円</u>
(オ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 <u>3,375円</u>
(カ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 <u>4,050円</u>
ウ	第19条の2第3号ウに定める額を減額した世帯
(ア)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 <u>1,080円</u>
(イ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 <u>2,160円</u>
(ウ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 <u>3,240円</u>
(エ)	当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 <u>4,320円</u>

	<p>(オ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合</u> 5,400円</p> <p>(カ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合</u> 6,480円</p> <p>エ <u>アからウまでに定める世帯以外の世帯</u></p> <p>(ア) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合</u> 1,350円</p> <p>(イ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合</u> 2,700円</p> <p>(ウ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合</u> 4,050円</p> <p>(エ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合</u> 5,400円</p> <p>(オ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合</u> 6,750円</p> <p>(カ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合</u> 8,100円</p>
<p>2 前項各号に定めるところにより算出した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。</p>	<p>2 前項各号に定めるところにより算出した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条～第5条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p>
<p>第6条 削除</p>	<p><u>(平成23年度及び平成24年度における保険料の所得割額の算定の特例)</u></p>
	<p>第6条 <u>平成23年度及び平成24年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の75に相当する金額</u></p>

(2) 前号に該当しない者であつて、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の3第1項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合計額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）をいう。以下この条において同じ。）が100万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の50に相当する金額

(3) 第1号に該当しない者であつて、課税標準額が100万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の25に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

（平成25年度及び平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例）

第7条 平成25年度及び平成26年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方

第7条 削除

第8条～第10条 (略)

第11条 削除

税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

(1) 平成25年度 平成24年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の50に相当する金額

(2) 平成26年度 平成25年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の25に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

第8条～第10条 (略)

(新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例)

第11条 区長は、第24条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて必要があると認められるものに対し、次項に規定する保険料に限り、減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負つた世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯

(3) 前2号に準ずる世帯

2 減免の対象となる保険料は、令和3年度分及び令和4年度分の保険料であつて、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に納期限が定められているものとする。

3 第1項各号に該当する世帯に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。

4 第24条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定」とあるのは「附則第11条第1項」と、同条第4

<p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>ただし、附則第6条及び第7条の改正規定は、</u> <u>公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の第15条の4、第15条</u> <u>の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、</u> <u>第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定</u> <u>は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6</u> <u>年度分までの保険料については、なお従前の例</u> <u>による。</u></p> <p>3 <u>この条例による改正前の千代田区国民健康保</u> <u>険条例（以下「改正前の条例」という。）附則</u> <u>第6条の規定は、平成23年度分及び平成24年度</u> <u>分の保険料については、なおその効力を有する。</u></p> <p>4 <u>改正前の条例附則第7条の規定は、平成25年</u> <u>度分及び平成26年度分の保険料については、な</u> <u>おその効力を有する。</u></p>	<p><u>項中「第1項」とあるのは「附則第11条第1項」</u> <u>と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>前4項に定めるもののほか、保険料の減免に</u> <u>関し必要な事項は、区長が別に定める。</u></p>
---	--

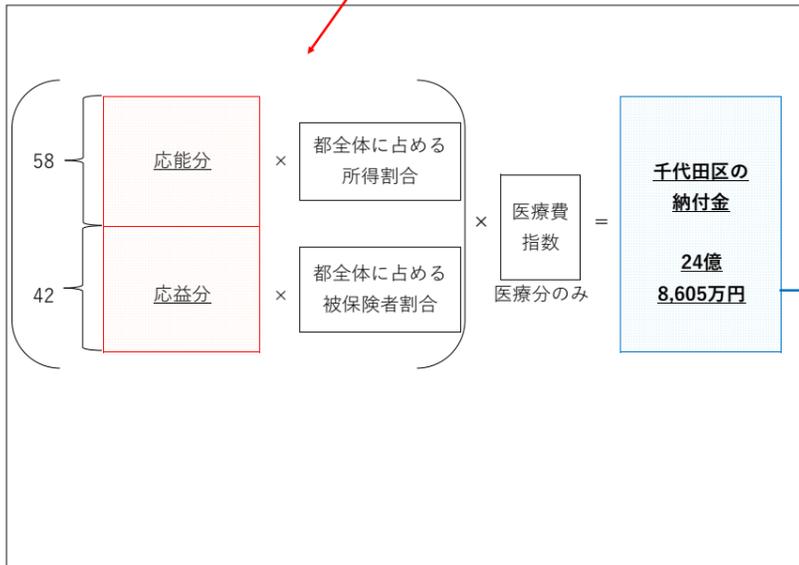
令和7年度 千代田区国民健康保険料の算定方法

1. 令和7年度 東京都の納付金必要額および千代田区の納付金額

■都の納付金必要額

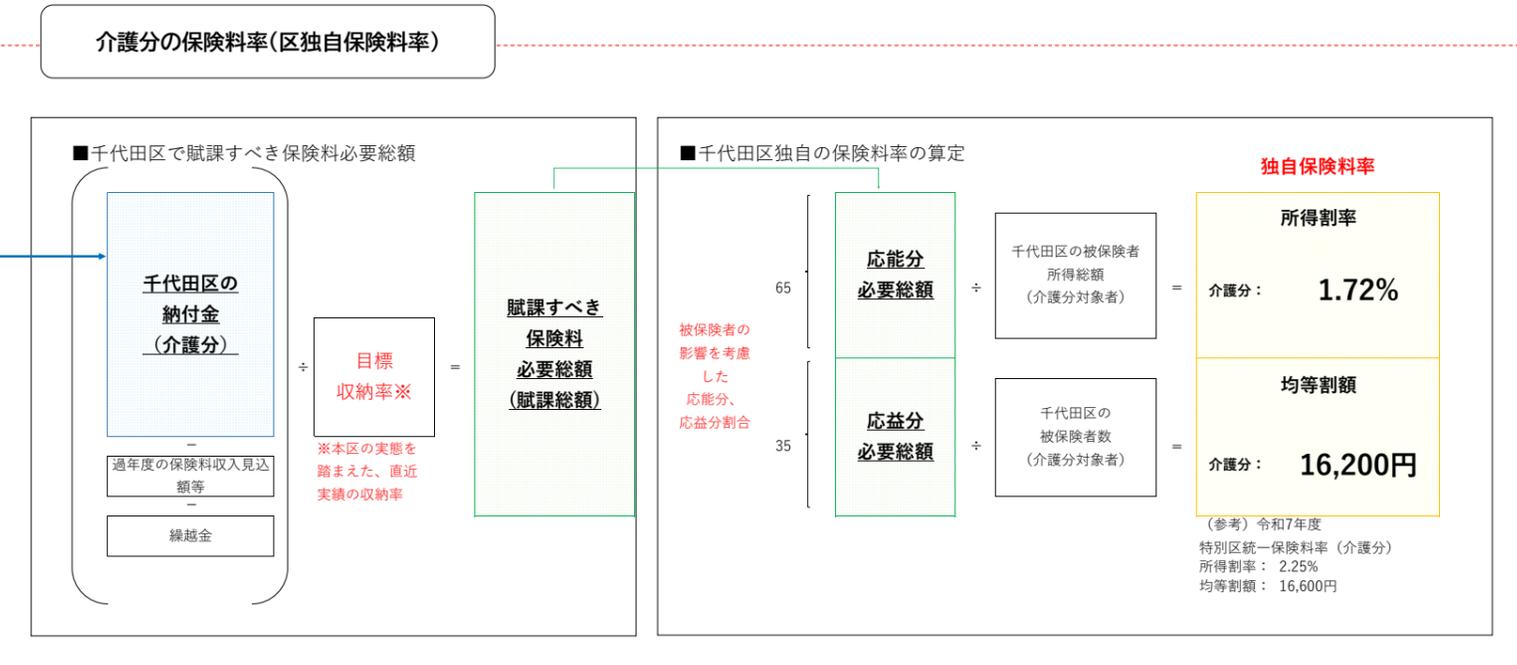
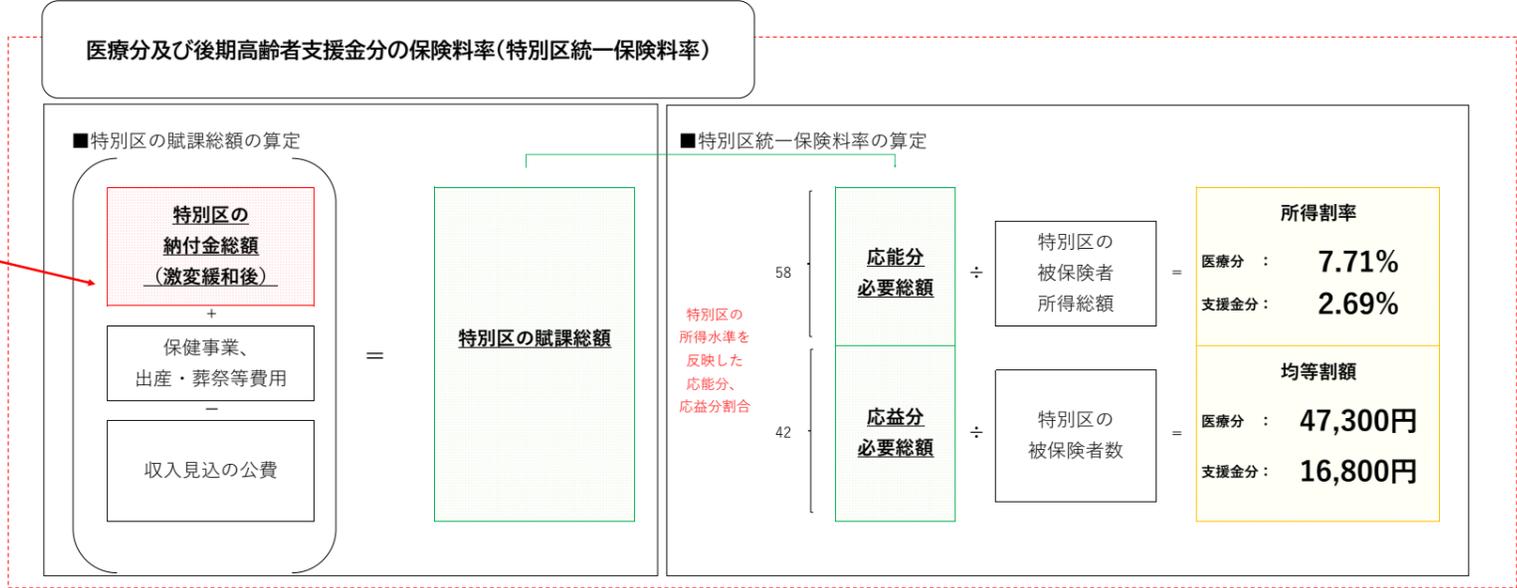
医療費	7,796	億円	国・都 公費	前期高齢者 交付金	納付金 必要額			
後期支援金	1,744	億円				3,635	2,217	4,341
介護納付金	653	億円				億円	億円	億円
合計	10,193	億円						

■千代田区の納付金算定



2. 令和7年度 千代田区国民健康保険 保険料率の算定方法

平成30年度から特別区の保険料率は、東京都が提示する標準的な保険料率を参考に、統一の保険料率が算定されています。本区は令和6年度まで、東京都が示した標準的な保険料率を参考に独自の保険料率を算定していましたが、「将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指す」とされた東京都国民健康保険運営方針（令和6年2月改定）を鑑み、令和7年度より、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率について、特別区の統一保険料率と同率とします。なお、介護納付金分の保険料率については、従来通り独自の保険料率を算定します。



【参考】 令和6年度 の保険料率 (限度額: 106万円)

基礎分		支援金分		介護分	
所得割	7.63%	所得割	2.74%	所得割	1.64%
均等割額	45,400円	均等割額	15,000円	均等割額	16,200円

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 趣 旨

改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法(令和6年法律第42号)が令和7年4月1日付で施行されることに伴い、仕事と生活の両立を支援する観点から、超過勤務制限の対象職員の範囲を拡大する等、勤務環境の整備等に関する規定を整備する。

2 概 要

(1) 超過勤務制限の対象職員を拡大（条例第11条の3第1項関係）

超過勤務の制限となる職員の範囲を以下のとおり拡大する。

現行	改正後
・ <u>3歳に満たない子のある職員</u> が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。	・ <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u> が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。

(2) 子の看護休暇の取得事由拡大に伴う休暇名称の変更

（条例第17条第1項第1号、第2号関係）

「子の看護休暇」の名称を「子の看護等休暇」に改める。

（参考）改正法の施行に伴い追加となる取得事由

現行	改正後
・負傷、疾病による看護 ・予防接種、健康診断	・負傷、疾病による看護 ・予防接種、健康診断 ・ <u>感染症に伴う学級閉鎖等</u> ・ <u>子の行事参加(入園・入学・卒園式)</u>

- (3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備（新設）
介護離職防止のため、以下のとおり教育委員会の措置義務についての規定を新設する。

内容
<ul style="list-style-type: none">・介護が必要な旨を申し出た職員に対し、仕事と介護の両立支援に係る制度について、周知及びその請求等の意向確認を行う。・職員への仕事と介護の両立支援に係る制度に関する早期の情報提供を行う。・仕事と介護の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、同制度の利用にあたって勤務環境を整備（研修実施・相談体制整備等）する。

- 3 新旧対照表
別紙のとおり

- 4 施行期日
令和7年4月1日
ただし、超過勤務制限の対象職員拡大に係る改正規定は公布日から施行する。

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条（現行に同じ）</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条（略）</p>
<p>2 教育委員会は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族、2親等以内の血族のパートナーシップ関係の相手方若しくはパートナーシップ関係の相手方の2親等以内の血族（<u>第18条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>2 教育委員会は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族、2親等以内の血族のパートナーシップ関係の相手方若しくはパートナーシップ関係の相手方の2親等以内の血族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>
<p>3（現行に同じ） （<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>	<p>3（略） （<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>
<p>第11条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第11条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p>	<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p>
<p>（削除）</p>	<p>（<u>育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>
<p>第11条の3 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第11条の3 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で</p>	<p>2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で</p>

<p>定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (特別休暇)</p>	<p>3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (特別休暇)</p>
<p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子の看護等休暇</u>、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇 (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子の看護等休暇</u>、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇</p>	<p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子の看護休暇</u>、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇 (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子の看護休暇</u>、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇</p>
<p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (介護休暇)</p>	<p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (介護休暇)</p>
<p>第18条 (現行に同じ)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p>2 (現行に同じ) (介護時間)</p>	<p>2 (略) (介護時間)</p>
<p>第18条の2 (現行に同じ)</p>	<p>第18条の2 (略)</p>
<p>2 (現行に同じ) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p>	<p>2 (略) (新設)</p>
<p>第18条の3 <u>教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)</u>その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他</p>	

の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

(新設)

第18条の4 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に係る相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の第11条の2第1項に規定する請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 趣旨

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、現在住居手当の支給対象外としているが、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、また、国との均衡等を踏まえて見直しを行い、住居手当の支給対象とするよう、関係規定を整備する。

2 改正内容

項目・条文	改正内容
① 定年前再任用短時間勤務職員に係る適用除外 (第32条の2)	定年前再任用短時間勤務職員における第14条(住居手当)を削る改正を行う。
② 暫定再任用職員に係る適用除外 (附則(令和4年9月29日条例第30号)第9項)	令和4年度改正の定年引上げに係る暫定再任用職員における第14条(住居手当)を削る改正を行う。

(参考)職員区分別住居手当支給対象表

職員区分	～令和7年3月31日		令和7年4月1日～
一般職員	支給対象		支給対象
定年前再任用短時間勤務職員	支給対象外		支給対象
暫定再任用職員(フルタイム、短時間)	支給対象外		支給対象

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（扶養手当についての適用除外） 第32条の2 第11条及び第12条の規定は、定年 前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の一部改正）</u></p> <p>2 <u>幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例（令和4年千代田区条例第30号） の一部を次のように改正する。</u> <u>（下記新旧対照表のとおり）</u></p>	<p>（扶養手当及び住居手当についての適用除外） 第32条の2 第11条、<u>第12条</u>及び第14条の規定は、 定年 前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>附 則（令和4年9月29日条例第30号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 から8まで （現行に同じ）</p> <p>9 <u>幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及 び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用し ない。</u></p> <p>10 （現行に同じ）</p>	<p><u>附 則（令和4年9月29日条例第30号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 から8まで （略）</p> <p>9 <u>幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、 第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員に は適用しない。</u></p> <p>10 （略）</p>

千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

千代田区立軽井沢少年自然の家は、千代田区立少年自然の家条例（以下「条例」という。）に基づき設置している社会教育施設であり、昭和 61 年竣工の I 期施設と平成 5 年竣工の II 期施設（愛称：メレーズ軽井沢）とで構成されている。

このうち、主に学校の移動教室で使用していた I 期施設の部分については、老朽化等の理由から平成 28 年以降、施設利用を行っていない。その後、当該部分の利活用について令和 5 年度までの間で検討し、費用対効果の面から教育施設としては再整備を行わないこととした。このため、I 期施設部分の用途廃止にあたり、条例を一部改正する。

【現在の施設概要】

施設名称等	千代田区立軽井沢少年自然の家 (長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹 2141)	
	I 期施設	II 期施設 (メレーズ軽井沢)
敷地面積	16,924.01 m ²	7,146.00 m ²
建物構造	A・B・C 棟、サービス棟：RC 造 1 階 D 棟：RC 造 2 階	パブリック棟：RC 造 2 階/地下 1 階 コテージ棟：木造 1 階 2 棟、木造 2 階 2 棟
延床面積	3,388.47 m ²	1,401.20 m ²
竣工年月	昭和 61 年 7 月 (築 38 年)	平成 5 年 3 月 (築 31 年)
室数・収容人数	25 室・合計 270 名	パブリック棟 4 室、コテージ 4 棟・合計 45 名

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

3 改正内容

I 期施設部分に係る内容（別表中の利用区分と使用料）を削除する。

4 新旧対照表

別添のとおり。

新旧対照表

○千代田区立少年自然の家条例

新（改正後）	旧（現行）								
<p>(設置)</p> <p>第1条 自然に親しむことに恵まれない区内の少年が、大自然の中での集団生活を通じて体験的・創造的活動を実践し、健全な心身の育成を図るため、千代田区立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 763 743 891"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区立軽井沢少年自然の家</td> <td>長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者)</p> <p>第3条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 区内の少年団体に引率者がいるもの</p> <p>(2) 区立小・中学校の児童・生徒の団体に引率者がいるもの</p> <p>(3) 前2号のほか、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第4条 少年自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、委員会が必要と認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 少年自然の家を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、4歳未満の者は、無料とする。</p> <p>2 利用者が少年自然の家を利用しなくなり、又は利用できなくなったときは、既納の使用料は、還付する。ただし、還付することが適当でないとき、委員会の認めるときは、委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。</p>	名称	位置	千代田区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地	<p>(設置)</p> <p>第1条 自然に親しむことに恵まれない区内の少年が、大自然の中での集団生活を通じて体験的・創造的活動を実践し、健全な心身の育成を図るため、千代田区立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="857 763 1412 891"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区立軽井沢少年自然の家</td> <td>長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者)</p> <p>第3条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 区内の少年団体に引率者がいるもの</p> <p>(2) 区立小・中学校の児童・生徒の団体に引率者がいるもの</p> <p>(3) 前2号のほか、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第4条 少年自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、委員会が必要と認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 少年自然の家を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、4歳未満の者は、無料とする。</p> <p>2 利用者が少年自然の家を利用しなくなり、又は利用できなくなったときは、既納の使用料は、還付する。ただし、還付することが適当でないとき、委員会の認めるときは、委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。</p>	名称	位置	千代田区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地
名称	位置								
千代田区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地								
名称	位置								
千代田区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地								

(使用料の減免)

第6条 前条第1項に規定する使用料は、委員会が必要があると認めるときは、減額又は免除することができる。

(利用権譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、その利用の承認を受けた目的以外に少年自然の家を利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又は承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他の理由により、委員会が必要と認めるとき。

(利用者による取消し等)

第8条の2 利用者が利用を取り消し、又は利用の内容を変更しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、少年自然の家の利用を終了し、又は第8条の規定により利用を制限され、若しくは停止され、又は承認を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、少年自然の家の施設及び器具等をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(販売行為の禁止)

第11条 何人も少年自然の家において、委員会の許可を受けずに販売行為をしてはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(使用料の減免)

第6条 前条第1項に規定する使用料は、委員会が必要があると認めるときは、減額又は免除することができる。

(利用権譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、その利用の承認を受けた目的以外に少年自然の家を利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又は承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他の理由により、委員会が必要と認めるとき。

(利用者による取消し等)

第8条の2 利用者が利用を取り消し、又は利用の内容を変更しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、少年自然の家の利用を終了し、又は第8条の規定により利用を制限され、若しくは停止され、又は承認を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、少年自然の家の施設及び器具等をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(販売行為の禁止)

第11条 何人も少年自然の家において、委員会の許可を受けずに販売行為をしてはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

別表（第5条関係）

利用区分	使用料		
	通常期	土曜日 日 夏期	年末 年始

メレーズ軽井沢	コテージ Aタイプ (定員8人)	区民	23,50 0円	26,50 0円	30,50 0円
		区民以外	35,50 0円	40,00 0円	46,00 0円
	コテージ Bタイプ (定員7人)	区民	21,00 0円	23,50 0円	27,00 0円
		区民以外	31,50 0円	35,20 0円	40,50 0円
	宿泊室A タイプ (定員5人)	区民	12,00 0円	13,20 0円	15,60 0円
		区民以外	18,00 0円	19,80 0円	23,40 0円
	宿泊室B タイプ (定員4人)	区民	9,000 円	10,00 0円	11,50 0円
		区民以外	13,50 0円	15,00 0円	17,20 0円
	休憩	中学生 以下	100円		
		その他	200円		

備考

- 「通常期」とは土曜日、夏期及び年末年始以外の日を、「夏期」とは7月21日から8月20日までの間にある日を、「年末年始」とは12月31日から翌年の1月3日までの間にある日をいう。
- 「区民」とは、区内に住所を有する者をいう。

別表（第5条関係）

利用区分	使用料			
	通常期	土曜日 日 夏期	年末 年始	
A・B・C棟宿泊室	区民	16,00 0円	17,50 0円	20,50 0円
(1室4人以上20人まで)	区民以外	24,00 0円	26,50 0円	31,50 0円
D棟宿泊室 (1室3人まで)	区民	8,000 円	9,000 円	10,50 0円
	区民以外	12,00 0円	13,50 0円	15,60 0円
休憩	中学生 以下	50円		
	その他	100円		

メレーズ軽井沢	コテージ Aタイプ (定員8人)	区民	23,50 0円	26,50 0円	30,50 0円
		区民以外	35,50 0円	40,00 0円	46,00 0円
	コテージ Bタイプ (定員7人)	区民	21,00 0円	23,50 0円	27,00 0円
		区民以外	31,50 0円	35,20 0円	40,50 0円
	宿泊室A タイプ (定員5人)	区民	12,00 0円	13,20 0円	15,60 0円
		区民以外	18,00 0円	19,80 0円	23,40 0円
	宿泊室B タイプ (定員4人)	区民	9,000 円	10,00 0円	11,50 0円
		区民以外	13,50 0円	15,00 0円	17,20 0円
	休憩	中学生 以下	100円		
		その他	200円		

備考

- 「通常期」とは土曜日、夏期及び年末年始以外の日を、「夏期」とは7月21日から8月20日までの間にある日を、「年末年始」とは12月31日から翌年の1月3日までの間にある日をいう。
- 「区民」とは、区内に住所を有する者をいう。